

# 2019年春の全国交通安全運動実施要領

## 1 実施期間

- (1) 運動期間 2019年5月11日(土)から5月20日(月)までの10日間
- (2) 交通事故死ゼロを目指す日 5月20日(月)

## 2 運動の趣旨

県民一人一人に交通安全思想の高揚と交通弱者に対する保護意識の醸成を図るとともに、正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践を習慣付けることにより、交通事故防止の徹底を図る。

## 3 運動の重点

- (1) 子供と高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止
- (2) 自転車の安全利用の推進
- (3) 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- (4) 飲酒運転の根絶

## 4 スローガン

「とび出さない いったんとまって みぎひだり」

## 5 推進事項

| 推進主体       | 推 進 事 項  |
|------------|--|
| 家庭では       | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 歩行者、自転車利用者、運転者として正しい交通ルールの遵守と交通マナーの実践について話題とし、地域の交通安全講習会等に積極的に参加するなど、家族全員で交通安全意識を高めるとともに、交通安全行動を実践する。</li> <li>○ 家族で通学路を確認し、安全に通行するための適切な助言を行うとともに、登下校時の安全確保に積極的に協力をする。</li> <li>○ 加齢に応じた無理のない運転や運転免許証の自主返納について話し合う。</li> <li>○ 交通ルールや自転車の正しい乗り方を家族で習得するとともに、幼児・児童を自転車に乗車させるときのヘルメット着用や反射材を含む自転車の点検整備を確実にを行う。</li> <li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用の必要性と効果について家族で話し合い、後部座席においても正しく着用する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性を家族で話し合い、「飲酒運転4（し）ない運動」を実践し、家族から飲酒運転に関与する人を出さない。</li> </ul>                 |
| 地域・職場・学校では | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学（通園）及び帰宅時間帯において、歩行者・自転車利用者に対する交通安全街頭指導を行い、子どもや高齢者等の保護に努める。</li> <li>○ 町内会、自治会、母の会、老人クラブ等は、子どもと高齢者を中心とした交通安全講習会等を開催し、地域全体で交通安全意識を高める。特に、高齢者に対する反射材用品等の着用と道路横断時の安全行動を呼び掛ける。</li> <li>○ 子どもや高齢者に自転車安全利用五則などの正しい自転車の乗り方を指導する。</li> <li>○ 交通安全教室や各種行事、学校でのホームルーム等を活用して、反射材用品等の効果について周知し、普及・着用を促進する。また、全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用を徹底する。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性と反社会性について従業員等に指導するとともに、ハンドルキーパー運動を周知し、飲酒運転を絶対にさせない。</li> </ul>  |
| 関係機関・団体では  | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 通学路における安全点検及び誘導活動に努め、園児・児童の安全を確保する。</li> <li>○ 子どもや高齢者対象の参加・体験・実践型交通安全教育を積極的に推進し、反射材用品等の着用や道路横断時の安全確認の励行について啓発に努める。</li> <li>○ 高齢運転者を対象に、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などについて、参加・体験・実践型の安全指導を実施する。</li> <li>○ 自動（被害軽減）ブレーキやペダル踏み間違い時加速抑制装置等が搭載され、事故の防止や被害軽減効果のある安全運転サポート車（サポカーS）について普及啓発を行う。</li> <li>○ 自転車に乗りながらの携帯電話、ヘッドホン等の使用などの禁止行為を定めた法令や自転車安全利用五則などにより、自転車利用時の交通ルールの周知と交通マナーの向上を図る。</li> <li>○ 全ての座席のシートベルト・チャイルドシート着用は法律で定められていることを周知するとともに、実技講習会等で正しい装着方法を教え、着用を徹底させる。</li> </ul> |

|         |  |
|---------|--|
|         | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種広報や行事を活用して、飲酒運転に伴う運転者・同乗者・酒類提供者等に対する処罰規定を周知し、ハンドルキーパー運動やアルコール検知器の活用を促進し、飲酒運転の根絶を図る。</li> <li>○ 高齢運転者を対象に、加齢等に伴う身体機能の変化が交通行動に及ぼす影響などについて、参加・体験・実践型の安全指導を実施する。</li> </ul>   |
| 運転者は    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 子どもや高齢者の安全通行を確保するため、交通環境に応じた安全速度を励行する。</li> <li>○ 高齢者マークや障がい者マーク等の表示車両に対する思いやり運転と横断歩行者保護、交差点等での安全確認、ライトの早め点灯、夜間の原則上向きライト走行を徹底する。</li> <li>○ 横断歩道は、歩行者が優先であることを自覚し、横断しようとしている歩行者がいる場合は、必ず一時停止して歩行者を先に通行させる。</li> <li>○ 同乗者の安全を守る責任があることを自覚し、シートベルトを自ら正しく着用するとともに、全ての同乗者にシートベルトやチャイルドシートを正しく着用させる。</li> <li>○ 飲酒運転の危険性、違法性、責任の重大性を認識し、飲酒運転は絶対にしない。</li> </ul> |
| 自転車利用者は | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 自転車も車両であることを再確認の上、車道の左側通行、整備不良車運転の禁止など交通ルールを遵守し、交通マナーを向上・実践させるとともに、TSマーク等の保険加入・更新と適切な点検整備に努める。</li> <li>○ 自転車運転中の携帯電話等の使用は、注意力が散漫になったり、運転操作を誤るおそれのある危険な行為であることを認識し、いわゆる「ながらスマホ」はしない。</li> <li>○ ヘッドホンやイヤホンを使用して音楽を聴くなど、安全な運転に必要な音や声が聞こえないような状態で自転車を運転しない。</li> <li>○ 道路を通行するときは自転車安全利用五則を実践する。</li> </ul>   |
| 歩行者は    | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 夕暮れ時や夜間外出時には、反射材用品等を着用する。</li> <li>○ 道路を通行する者の一員として、交通ルールの遵守と交通マナーの向上が必要であることを再確認する。</li> <li>○ 携帯電話の画面を見ながらの歩行は、注意力が散漫になり、周囲を巻き込んでの事故となるおそれがある危険な行為であることを認識し、いわゆる「歩きスマホ」はしない。</li> </ul>   |

#### 《自転車安全利用五則》

- 1 自転車は、車道が原則、歩道は例外
- 2 車道は左側を通行
- 3 歩道は歩行者優先で、車道寄りを徐行
- 4 安全ルールを守る
  - 飲酒運転・二人乗り・並進の禁止
  - 夜間はライトを点灯
  - 交差点での信号遵守と一時停止、安全確認
- 5 子どもはヘルメットを着用

#### 《飲酒運転4(し)ない運動》

- 1 運転するなら酒を飲まない。
- 2 運転する人に酒を提供しない。
- 3 酒を飲んだ人に車を提供しない。
- 4 酒を飲んだ人の車に同乗しない。